八尾市時報

発行所　八尾市役所
編集兼発行人　平尾　達夫
印刷所　秀文社
毎月2回（5日20日）発行
発行部数　27,000
定価　1部5円

4月23日 30日 選挙投票日

府知事・府議会議員 市長・市議会議員 参議院・大阪府選出議員補欠

あなたの一票で正しい人を

補充選挙人名簿調製

来る四月二十三日と三十日にそれぞれの地方選挙が行われます。

こんどの地方選挙は、これからの地方自治の進展する方向を決める大切な意義を持つもので、公明正大な人を選び、明るい住みよい社会を築くため、棄権しないようにしましょう。また演説会、選挙公報などあらゆる機会を利用して自由な立場で、慎重な判断によって、その代表者として託するに足る人を選んで、確信のある一票を投票しましょう。また候補者と運動員は法律の定めるところに従って、公正な選挙運動を進め、違法な手段に訴えることなく住民の信頼と期待に応えるよう選挙管理委員会では望んでいます。

大阪府議会議員と知事選挙の投票

▽投票日
昭和三十四年四月二十三日（木）午前七時から午後六時まで

▽補充選挙人名簿の調製
こんど作られる大阪府議会議員と知事選挙に用いられる補充選挙人名簿に新しく登録できる方は、昭和十四年四月十一日以前に生れた方（日本国民）で、昭和三十四年一月十日以前から引続き当市に住んでおられる方となっています。

▽申請期限
四月十三日午後五時までに、市役所内選挙管理委員会事務局または各出張所に申請して下さい。ただし、昭和三十三年九月十五日現在に作られた基本選挙人名簿に登録されている方は登録申請する必要はありません。
登録されているかないか判らない方は、選挙管理委員会事務局へ電話ででもお問合せ下さい。

▽投票の順序
まず府議会議員の投票を行い、次に知事の投票をすることになっています。
投票用紙は府議会議員は白地に柿色刷、知事は白地に紺色刷です。

▽代理投票
代理投票ができるのは、身体の故障で候補者の氏名を自書できない選挙人と、文盲で候補者の氏名を自書できない選挙人で、自ら投票所に行って、投票管理者に申請することによって代理投票ができます。

不在者投票は証明書を

投票は選挙の当日選挙人が自分で投票管理者が管理する投票所で行うのが原則ですが、不在投票はこの例外として認められています。特殊の公務や業務に従事しているため、また船員、病人などで投票所にいって投票することができない選挙人は、何れも不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所で行うことになっています。
不在者投票は大別して次の三種になります。

❶ 当市の選挙管理委員会の委員長（不在者投票管理者）の下で行う方法で、選挙人が当市外（選挙に関係ある職務に従事される方はその属する投票区の区域外）で職務また業務に従事中であること。

❷ ほかの市町村の選挙管理委員会の委員長（不在者投票管理者）の下で行う方法で選挙人が止むを得ない用務または事故のためその属する投票区のある市町村の区域外に旅行中または滞在中であること。

❸ 不在者投票管理者である船長都道府県で指定する病院の院長、刑務所長、代用監獄の管理者と少年院または婦人補導院長の下で行う方法であって、選挙人が疾病、負傷、姙娠、不具或は産じよくにあるため歩行が著しく困難であること、または監獄、少年院もしくは婦人補導院に収容中であること

❹ 投票用紙と投票用封筒の請求は、選挙人が不在者投票の事由に該当する証明書を添えて選挙管理委員会に申し出ること。もちろんこの場合、どこで投票するかを併せて申立てねばなりません。

▽在宅投票
昭和二十七年八月法規の改正によって自宅での投票はできなくなりました。

市長・市議会議員と参議院補欠選挙

▽補充選挙人名簿の調製
来る四月三十日に行われる八尾市議会議員と市長、それに参議院大阪府選出議員補欠選挙に用いられる補充選挙人名簿に登録できる方は、昭和十四年四月二十三日以前に生れた方（日本国民）で、昭和三十四年一月二十二日以前から引続き当市に住んでおられる方となっています。

▽申請期限
昭和三十三年四月二十四日午後五時までとなっています。ただし昭和三十三年九月十五日現在で作られた基本選挙人名簿または府議会議員、知事選挙の補充選挙人名簿に登録されている方は申請する必要はありません。

▽投票の順序
まず市議会議員選挙の投票を行い次に市長選挙の投票、最後に参議院大阪府選出議員補欠選挙の投票をすることになっています。
投票用紙は市議会議員は白地に赤色刷、市長は白地に黒色刷、参議院議員補欠は黄地に黒色刷の投票用紙です。写真は公明選挙を呼びかける選挙管理委員会事務職員
＝近鉄八尾駅前商店会付近

知事からほう賞

府下の衛星都市に先がけて、役所事務の合理化のため努力している当市は、三月二十五日付で大阪府知事からほう賞を受けました。
こんどの事務改善は、市民課を中心とした第一次改善で、去る三月一日から実施し、皆さんのご協力を得て順調に実施されています。
市ではさらに第二次、第三次と改善を加え、事務の合理化に一層の努力を続けていきますが、更に皆様のご協力をお願いします。

人権擁護相談

とき　四月十五日（二時―四時）
ところ　八尾市役所
人権を犯されてお困りになっておられる方はご相談においで下さい。相談内容の秘密は固く守ります。

市民相談室だより

一カ月に一七二件 衛生問題がトップ

「市民相談室」は皆さまの相談室です。市の仕事についての相談や要望、陳情、意見、問合せはもちろんのこと、市の仕事かどうか判断のつかないものでも相談において下さい。ご相談は電話やハガキでも結構です。お気軽にご利用下さい。

市民の方々は多くの意見や要望、疑問をもっておられますが、この中には、単に手続きや、相談先が判らないために疑問を疑問のままに、不満を不満のままにしていることも少くないと思われます

相談室では市の所管するすべての問題をうかがい、必要があれば直接の担当者が出向き、相談内容を記録します。また市の仕事に関係のないことでも、取継ぎや、指示できるよう努めています。

三月中にうけた相談

この一カ月間にうけた相談件数は総数一七二件、トップは二八件の衛生関係で近づく夏期をひかえ環境衛生に関する要望や意見が多く、次いで二四件の税務と土木課関係、一八件の福祉、以下市民課、教育委員会、水道事業所、農林課関係となっています。

主な相談内容は固定資産に関する問合せや、地代、家賃の問題、道路補修、諸証明発行、転出入、転入学の手続き問合せ、水道修理、水路改修などの相談で、中には、土地に対する資産税が高すぎるから法改正をして安くしてほしいという大きな問題や、別れた夫との子供の氏を変更したいといった民事問題にふれる相談もあり、相談はあらゆる分野にわたって、府、警察、民事など所管外の相談も十二件にのぼっています。

相談事項はすべて記録し、即日回答できなかったものは、後日、文書、口頭、電話などで処理回答し、いままでに相談件数一七二件のうち一二二件の約七〇%強が処理されています。処理できなかったものは、予算措置を伴うため日数のかかるものまたは、公共目的に合わないため市で処理できなかった問題などです。

こんどこの欄には相談の具体例を掲載しますから、この紙面を通じて、市がどんな仕事をどのように行っているかをご理解いただく一助になれば幸いです。

五十一組合を表彰

市税完納 納税貯蓄組合

3月31日 市民ホールで

税務課では去る三月三十一日、市民ホールで昭和三十三年度市税完納に協力していただいた納税貯蓄組合の表彰式と感謝状の贈呈式を行ないました。

納税貯蓄組合は、皆様方が進んで納税にご協力下さる組織で、昨年度には七十七組合が結成されましたが、今年とそ全市民が納税貯蓄組合員となって、よりよい市建設に一層のご協力を願りたいと思います。

この日は昭和三十三年度市税納入一〇〇パーセントの納税成績を収めた五十二組合が表彰されたのを始め、多年にわたって納税成績のよい納税貯蓄組合と、その間引続き組合長をしていただいた方に、次の通りそれぞれ表彰状と感謝状が贈られました。

多年納税成績が優良であり表彰状を受けた組合

五カ年以上連続
八尾商業、北木ノ本、西郡新家、太田北町

三カ年連続
太田西川町、沼、太田東町、太田中町、長吉町

納付成績が連続して優良でありその間引続き組合長をしておられた方（敬称略）

五カ年以上連続
北木ノ本　森本　和三
太田北町　橋内兵太郎
三カ年以上連続
沼　角野平太郎

昭和三十三年度の納付成績が優良な組合（順序不同）
今井、山本南、上代、万願寺、植松東、植松昭和、植松親友会、渋川、太子堂、沼、太田田中町、太田西川町、太田北町、太田東町、南木ノ本共和、北木ノ本、太田免田中町、木ノ本なかよし婦人会、大正住宅婦人会、千塚婦人会、水越婦人会、山畑婦人会、郡川婦人会、大窪婦人会、神立、服部川婦人会、南高安、信貴山口、中田、東弓削、刑部、都塚、柏村南、八尾木北、八尾木南、八尾木西、西郡新家、堤合、旭区、久宝寺婦人会、志紀弓削良町、弓削末町、東老原、南老原、八尾市種鶏、長吉町、八尾商業、天理教、中河内藁業、八尾青果、南木ノ本東北

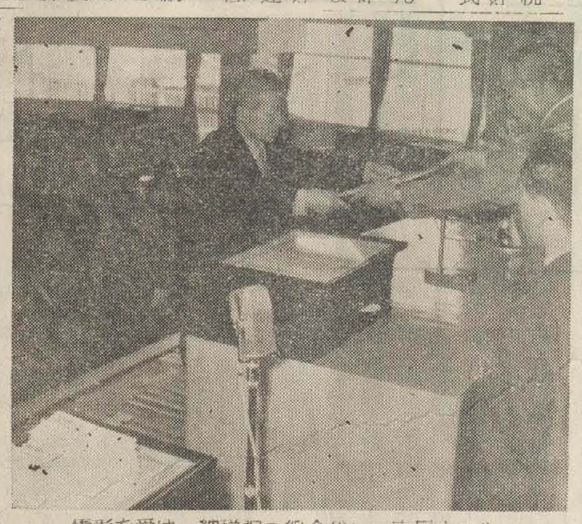
表彰を受けた納税貯蓄組合代表＝市民ホール

組合運営に尽力され感謝状を受けられた方（順序不同　敬称略）
西郷西岡惠太郎、林治三郎、谷岡浅治郎、今井豊田治三郎、大石友三郎、別宮森田善吉、宮本徳松、成法寺柳川市太郎、辻本幾太郎、庄ノ内柴田太三郎、田中富三郎、菅振中山平八郎、河合鶴次郎、八尾市納税貯蓄組合小池十太郎、森田春代治、八尾工業株正義、山口重樹、八尾商工会議所天、松下誠、松井金之助、会八尾商業平沢桂郎、中林春一郎、八尾市料飲北村健三郎、長野ミヨノ、菅振岡本広三郎、大酒販売八尾支部白井市蔵、西村正夫、東大阪平田正一、阪口角太郎、八尾商業駒野徳松、沢井秀太郎、山本北黒川竹松、鷹野光治、寺内吉太郎、山本南岸清一、荒川鶴郎、中野重岡善造、植田永次郎、小阪合植田又治郎、植田貞之助、藤井増太郎、上代久田正一、岩田忠輝、福万寺樋口富美子、寺願寺山本ハル工、吉川トミエ、西西幾栄、岩崎祝野、吉田亀吉、万願寺山本ハル工、新万願寺槇本マサエ、辻本ウタ子、江尻ヤス工、山本公設市場森田勇吉、飯田由三、千塚婦人会岡本シゲノ、井東義一、水越婦人会辻井操、南野秋江、池野カル、山畑婦人会上林芳江、川本牧江、藤田年栄、郡川上田良子、久野八重子、中山かるえ、大窪婦人会辻千代子、藤仲操、植田静子、服部川婦人会稲田ミツ、中谷キヨ子、大川輝江、橋本スエノ、大竹大橋密蔵、上田斉次郎、小田元一阪井豊太郎、神立上田節三郎、谷口富蔵、南高安婦人会義井繁三、山下シスエ、小山八重子、磯山キヌエ、中清トミエ、山本千代子、小林春子、安井アイ子、池田ナギサ、松岡ミツエ、奥田静子、松村梅子、黒松ミツエ、信貴山口横田きく枝、深尾富美子、中田田口タツノ、武田フミ、東弓削森内ひさ松田ひろ子、内場初子、刑部小畠信子、阪井アヤ子、小西トミエ都塚高秋文子、山科操、柏村南山崎たつ子、板垣清江、八尾木北深江コウ、木田アサエ、八尾木南宮田マスエ、吉村タツノ、辰巳幸子八尾木西岡田静江、村井フテ、西郡新家大西直三、大西徳治郎、井上義一、堤合西村長次郎、杉山好雄、西郡第一川西新之助、竹沢佐次郎、西郡第二岡邨武弘、藤岡勝憲、西郡第三岸本高春、葛井才松西郡第四岡田タキエ、植田盛一、西郡第五安明数義、日下秋子、旭区木本国三、久宝寺婦人会稲澤憲美、木原由紀乃、松岡末子、中河内藁業角田光三、柏原茂治、東老原山本一郎、水野草苗、南老原浅野義一、竹田市一、志紀中沢平造西檜吉、弓削良町西川新太郎、大石松太郎、弓削末町西田勝次、西村弥太郎、沼角野平太郎、本荘貞子、脇田信太郎、太田田中竹田太三郎、松井与一郎、太田西川町松永実、高橋昇貞、太田東町村井卯之吉、平岡鹿造、太田北町橋内兵太郎、乾秀松、南木ノ本東北清水菊太郎、水野九仁蔵、南木ノ本共和藁山安太郎、長谷川秀太郎、北木ノ本森本和三、水野正夫、森本仙太郎、太田免田町大谷庄太郎川北米三郎、木ノ本婦人会福中春子、品川絹枝、大正婦人会垣内たみゑ、杉村愛子、山田秋子、植松昭和北谷巌、阪口四三郎、植松親友会浦上市太郎、大原忠徳、植松東岸田卯、水野時三郎、宮崎庄太郎、渋川浜沢武次、小路勇、太子堂宮内久太郎、檜皮武雄、竜華前田武雄、村井信逸、中埜音次郎、宮谷仙次郎、八尾市種鶏田和弥一郎、長浜幸吉、八尾青果西口正雄古谷栄次郎、天理教小松幸之助、鼠久男、長吉町松村一郎、竹村富三郎

人命救助の五人を表彰

去る三月三十日午前九時三十分から会議室で開かれた防犯協議会の席上で、次の各氏が人命救助をした功績で表彰を受けられました。（敬称略）

杉本章＝小阪合、貴島正之、井上勝男、貴島和雄＝楽音寺、西口佳子＝万願寺

皇太子殿下のご結婚をお祝いし　四月十日には国旗を掲げましょう

健康で明るい生活を
国民健康保険の全域実施

当市の国民健康保険は、六月一日から全市域にわたつて実施されます。この保険事業は相扶共済の精神にもとづいて行われるものでみんなの力で、病気やけがをしたときの臨時出費を少くし、生活の安定を図る制度です。

国民健康保険を全市域に実施するために制定された「八尾市国民健康保険条例」「八尾市国民健康保険運営協議会条例」及び八尾市市税条例の改正によつて設けられた「国民健康保険税」の項目は、去る三月定例市会で可決されました。次にこの条例をもとにして、国民健康保険とはどんなものか、どのような組織で運営されるかを解説します。

全部が被保険者に

六月から行なわれる国民健康保険は、市内に住所を持つ方は、好むと、好まないとを問わず、被保険者にならなければなりません。従つて、自分が健康であるからとか金持であるからといつて国民健康保険に加入しないわけにはいきません。これは国民すべて健康で明るい生活を守るため、お互の助け合いの精神をもとにした制度だからです。

また学校へ行くために、他の市町村に下宿している人も、原則として親もとの世帯員として、国民健康保険の被保険者となります。

ただし、現在勤務先で健康保険に加入している方、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合などの組合員、日雇労働者健康保険の被保険者手帳を受けて一年を経過しない方などとこれらの被扶養者国民健康保険組合の被保険者など健康保険による医療保障を受けている家族と生活保護を受けている家族は、国民健康保険には加入する必要がありません。

十日以内に届出を

被保険者の移動

転入や出産などで、市内に住所を有するようになつた方、社会保険や生活保護の適用を受けなくなつた方は、その日から国民健康保険の被保険者になります。

一方被保険者であつた方が、転出したり、死亡して市内に住所を有しなくなつたとき、社会保険に加入したり、生活保護の適用を受けて三カ月を経過したときは、その翌日から国民健康保険から除外されます。

この場合の「住所」とは生活の本拠をもつて住所とし、住所の事実認定は客観的に決定します。

国民健康保険の被保険者の資格を有する方ができたとき、また国民健康保険の被保険者がその資格を失つた方があるときは、その世帯の世帯主は被保険者証を持参のうえ十日以内に届出なければなりません。また被保険者が資格を取得するときに届出た事項に変更があつたときも、その世帯主は十日以内に届出て下さい。

修学のため、親もとを離れて下宿している方でも、修学前に親と同じ世帯にいた方は、八尾市の被保険者となるわけですが、このような事情が生じたとき、またはなくなつたときは、世帯主はこのことを速かに届出なければなりません。

以上の場合の世帯主は、主として世帯の生計を維持する方で、保険税の納税義務者となります。

（以下次号）

木を植えましよう
皇太子殿下ご結婚記念

四月一日から「緑の羽根」の募金運動と皇太子殿下ご結婚記念植樹運動が行なわれています。

緑の羽根の募金運動は、毎年四月に行なわれていますが、今年は特に四月十日の皇太子殿下のご結婚を記念し、単なる募金による植樹だけでなく、森林資源の造成、水源林、災害防止林などの大規模な植樹のほか、学校、職場、社寺、家庭などでも記念植樹を行なつていただき、郷土の保全と生活環境の美化向上のため、大きく緑化運動を展開したいと思います。

あなたのご家庭でも、ぜひ記念植樹で緑化運動にご協力下さい。

募金運動は学校職場とか各種団体のご協力を得て街頭などでも行なつていますが、（羽根一本約十円、バツチ一箇約三十円）募金運動で集つたお金は、府下各地で行なわれる記念植樹の基金となります。

植樹される高安山付近

愛犬に予防注射
同時に新しい登録を

衛生課では、来る六日から二十日までの間昭和三十四年度の飼犬登録と第二回狂犬病予防注射を行ないます。愛犬には必ず登録証と新しい注射済票をつけて下さい。

最近飼犬にかまれる事件や、田畑、庭園を荒されたという届出が非常に多くなつています。飼主はこの機会に必ず愛犬の登録をし、予防注射を受けて鑑札と注射済票を首輪につけ他人に迷惑をかけないようできるだけつないで飼つて下さい。

なお昭和三十四年度の鑑札と第一回注射済票の二つを首輪につけていない犬は、すべて狂犬病予防法によつて野犬とみなし、捕獲しますからご注意下さい。

登録手数料　三〇〇円
注射手数料　一八〇円

実施日　時間と場所

6日（月）午前十時―午後三時半　山本出張所
7日（火）午前十時―午後三時半　八尾本校
8日（水）午後一時半―午後三時半　曙川小学校
9日（木）午後一時―午後三時半　今志井出張所
11日（土）午前十時―正午　高安出張所
13日（月）午後一時半―午後三時半　安中小学校
14日（火）午前十時―午後三時半　久宝寺中学校
15日（水）午後一時半―午後三時半　竹渕出張所
16日（木）午後一時―午後三時半　志紀陽球場前市立山本球場
17日（金）午前十時―午後三時半　市役所（本庁）ガレージ
18日（土）午前十時―正午　大正中学校　太田正敬寺校
20日（月）午前十時―午後三時半　柏村清友幼稚園

◎当日雨天のときは中止し後日、日時をお知らせします。

防ごう春の犯罪
戸締りは大丈夫ですか

陽春の季節になり、一家お揃いで外出されることが多いことと思いますが、毎年この季節になると犯罪が多く起りますので十分ご注意下さい。

昨年中市内で八七四件の窃盗被害が発生していますが、このうち自転車の盗難が二八五件、空巣が一〇八件、忍込みが四九件となつています。これらの被害で貴重な財産を失つている方がいますがこのような被害はどうして起きたかを警察署でいろいろと検討してみましたところ、自転車を盗まれるのはその殆んどがちよつとした注意の不足で、道路や軒下に自転車を放置したまま家の中で用事をしていて自転車の看視を怠つていたときが一番多く盗まれています。鍵をかけたうえ看視できる場所に置くことが大切です。また自転車には必ず名前を書いて下さい。

空巣泥棒は不在中の家を狙つて、戸締りを忘れた所や鍵を壊して家の中に入つて物を盗んで行きます。日頃からお宅の戸締個所をよく検討して不備な所を補修し、不在になるときは戸締りを確めて必ず隣近所や防犯当番の方に頼むようにしましよう。

忍込みは、おやすみ中の隙きを狙つて戸締の不十分な個所の鍵を壊して侵入します。この予防も平素から戸締りの改善とおやすみ前にいま一度戸締りを確めて下さい。花見どきは喧嘩や傷害事件がつきものになつています。お互いに人に迷惑をかけないようにしましよう。もし酒のうえからといつても暴力をうけた方はすぐ警察に知らせて下さい。

また少年の不良化が激増しています。警察署では昨年中犯罪少年や触法少年を二〇十名も補導しましたが、その殆んどは家庭の放任と監督の足らなかつたのが原因となつています。常に少年の行動や遊び友達に気をつけて早く補導して下さい。

広くなつた受給範囲
旧軍人の一時恩給

旧軍人の一時恩給が、次のように改正され受給資格が広くなりましたので、いままでに一時恩給の請求をされた方も、ぜひこの恩典を見のがさないようご注意下さい。

こんどの改正によると、いままでの一時恩給の請求は、引き続く七年の実在職がなければ恩給を受ける資格がありませんでしたが、三十五年七月から、中断された在職でも、一年以上の在職期間を通算して合計七年以上あれば受給資格があるようになりましたので、三十五年七月になれば該当者の方は忘れないで一時恩給の請求をして下さい。

いままでに引続き在職七年以上ないという理由で受給できなかつた方が多いようですが、こんどの改正で該当される方もあると思いますので、ぜひご注意下さい。

四月三十日が期限
年金と弔慰金の申請

もとの軍人、軍属、準軍属（徴用者、動員学徒、国民義勇隊員、満州開拓青年義勇隊員、戦争参加者、特別未帰還者をいう）で、公務上或はこれに準じた傷病のため身体に障害を残している方、または死亡した方の遺族には年金、弔慰金が支給されることになつていますが、その請求期限は四月三十日で、その日を過ぎると折角の権利がなくなります。

法律の改正や、解釈変更で相当支給範囲も広くなつていますので、まだ請求していない方、お心当りの方は、すぐ福祉事務所へご相談においで下さい。

返送して下さい
市税の照会ハガキ

税務課では、昭和三十四年度の府・市民税の課税について、下のような照会をしています。

照会は、年齢などを考慮して、府市民税を課税されると予想される方（月給から市民税を差引かれる方と税務署に昭和三十三年度の所得を申告されると予想される方は除きます）に対し、お勤め先とお仕事などについて往復ハガキで行つています。

照会のはがきを受けられましたらご多忙中恐縮ですが、昨年中（昭和三十三年一月から十二日までの該当らんに記入し、「復」の方を必らずご返送下さい。なお郵便料金は市で負担しますので切手をはらずにそのままポストに入れて下さい。

あなたの昨年中（昭和33年1月から12月まで）の職業について下記の該当らんに記入して下さい。　なお昨年中に勤務先又は営業内容を変更されている場合はそれぞれについて記入して下さい。

(1) あなたが会社か工場などえ勤めておられた場合
（ア）勤めておられた会社、工場などのなまえ
（なまえ）　（期間）　月から　月まで
（イ）勤めておられた会社、工場などのところ及び電話番号
（ところ）　（電話番号）　局　番
（ウ）あなたが会社、工場などでしておられた仕事
(2) あなたが上記（1）以外の職業ですか。（例、大工、何々加工業、何々商等）
（ア）どんな職業ですか。
（期間）　月から　月まで
（イ）一カ月の平均所得はいくらですか。（生活費を含んだものです）
(3) あなたが何らかの理由のため、昨年中収入がない場合はその理由を書いて下さい。学生の場合は学校名と在学年数を記入して下さい。

会長に大儀栄次郎氏
自治振興委員会役員

新しく選ばれた自治振興委員会の地区委員長による幹事会は、去る三月三十一日、市役所で開かれ、昭和三十四年度の役員を次の通り選出されました。（一）内は地区名　（敬称略）

会長　大儀栄次郎（山本）
副会長　山下若松（萱振）
同　加仲留吉（八尾二）
会計　池上長四郎（安中）
会計監事　因基富太郎（久宝寺）
同　辰巳時太郎（大正）

なお昭和三十四年度の各地区委員長は次のとおりです。

地区名	氏名	住所
八尾第一	相馬信三	庄ノ内
〃第二	加仲留吉	西郷
〃第三	西田寛治	八尾
〃第四	河崎正一	穴太
萱振	山下若松	緑ケ丘
山本	大儀栄次郎	小阪合
安中	池上長四郎	渋川
松山	田武雄	植松
亀井	門川奈良一	亀井
淵水	上朝日	竹屋町
久宝寺	因基富太郎	久宝寺
大正	辰巳時太郎	南木ノ本
西郡	前田市造	西郡
南高安	萩原武次郎	恩智
高安	川村和三郎	服部川
曙川	小川礼二	都塚
志紀	西川新太郎	弓削

成人学級開講式

公民館では先に成人学級の申込を受付けていましたが、三二四名の申込者があり、新しい学期の開講式が四月十三日（月）午後七時から市民ホールで行われます。当日は講師の方々から、いろいろなお話を伺い、レコード鑑賞なども行う予定をしていますので、申込者はもれなくご出席下さい。

なお科目別の申込者は次のとおり

書道五六、音楽三三、手芸四六、写真二五、英会話五三、絵画三八、料理七三

公民館だより

"Yao Citizen Public Hall" is recruiting new membership for "the English Canversation club", which features, besides the daily conversation course presided oveer by Mr. Fred Sundbarg, presentation of American movies, music records and free participation in English stage dramas on every Friday evening from 6p.m.to 8p.m.

英会話クラブ誕生

公民館英会話講座から英会話クラブが生れました。このクラブでは一般会話のほか、アメリカ映画、レコード鑑賞、英語劇などを始めています。入会ご希望の方は公民館へおいで下さい。

なお、4月10日には信貴山へハイキングを行ないます。

納税貯蓄組合へ事務費交付

三十三年度の納税貯蓄組合の事務費補助金を組合の納付成績、組合員数などの交付基準で次の通り交付した。

（単位は円）

西郷一〇、八〇〇、今井六、二〇〇、別宮二、八〇〇、成法寺二、六〇〇、庄ノ内九、八〇〇、萱振一〇、二〇〇、小阪合三二、〇〇〇、山本南二〇、二〇〇、山本北二四、八〇〇、中野一一、三〇〇、上代六、七〇〇、福万寺三三、二〇〇、新万願寺一三、四〇〇、万願寺二三、一〇〇、植松東六五、九〇〇、植松昭和一一、八〇〇、綿友会一四、七〇〇、渋川一二、〇〇〇、太子堂三一、六〇〇、竜華五二、六〇〇、沼二六、二〇〇、太田田中町一四、四〇〇、太田西川町九、三〇〇、太田北町七、八〇〇、太田東町九、八〇〇、南木ノ本東北一二、八〇〇、南木ノ本共和七、一〇〇、北木ノ本二五、四〇〇、太田免田町六、六〇〇、木ノ本婦人会二三、四〇〇、大正住宅八、三〇〇、千塚六、六〇〇、水越一八、七〇〇、山畑一五、〇〇〇、郡川二五、七〇〇、大縄一八、一〇〇、神立三一、〇〇〇、服部川三三、三〇〇、大竹一〇、四〇〇、南高安三三五、五〇〇、信貴山口二二、四〇〇、中田八、九〇〇、東弓削一三、九〇〇、刑部二〇、四〇〇、都塚八、六〇〇、柏村三四、〇〇〇、八尾木北一二、八〇〇、八尾木南一四、七〇〇、八尾木西一三、六〇〇、西郡新家二九、八〇〇、堤合七、三〇〇、西郡第1二、八〇〇、西郡第2四〇〇、西郡第3一、九〇〇、西郡第4二、九〇〇、西郡第5一、四〇〇、旭区七、二〇〇、久宝寺三四、七〇〇、志紀一〇、八〇〇、弓削長町一一、二〇〇、弓削末町八、六〇〇、東老原二四、一〇〇、南老原八、四〇〇、八尾市種鶏一一、〇〇〇、長吉町一一、〇〇〇、八尾市納税三、四〇〇、八尾工業八〇〇、八尾商工会一八、九〇〇、全八尾商業四、六〇〇、八尾商業二〇、四〇〇、八尾市料飲六、四〇〇、大酒販売一〇、〇〇〇、東大阪二三、五〇〇、天理教四、四〇〇、山本公設市場二、四〇〇、中河内繁業九、四〇〇、八尾青果七、三〇〇

自衛官募集

防衛庁では、昭和三十四年度の二等陸海空士を募集しています。

申込の受付は四月十五日まで市役所庶務課、または各出張所で行なつていますが、応募資格は昭和九年七月二日から同十六年七月一日までの間に生れた男子で、中学校卒業程度の労力を有する者で、試験は学力筆記試験（国語、数学、社会）と身体検査、口述試験を四月十六日から五月十日までの間に行ないます。採用は陸海空士のいずれも今年七月の予定です。

十日に庭球大会

教育委員会では、皇太子殿下ご成婚の祝賀行事として、四月十日午前九時から帝国製糸のコートで庭球大会を行ないますからご参加下さい。

参加資格は、市内に住んでおられる方と市内に勤めておられる方です。試合方法は男子A組、B組、女子組の三組に分れ、各組毎にトーナメント法で行ないます。

参加申込は市立山本球場内社会体育係（電話三八〇一番）か、帝国製糸株式会社内斎藤氏（電話三五二一番）で受付ていますが、当日も受付ます。

執務時間変更

4月1日から市役所の執務時間が、次のように変更されましたのでお知らせします。

執務時間　午前8時45分から午後5時まで
土曜日は正午まで
休憩時間　正午から午後0時45分まで

市役所

やお 議会だより

第6号

この「議会だより」は、議会が開かれたときに「八尾市時報」の付録として、全世帯へお届けするものです

（編集）（委員）　八尾議会だより編集委員会
谷口　安吉・浜田　昌雄・樋口　義三
日吉　敏男・田代八郎治・斎藤　俊一
阿尾　彰

陳情書一覧

1月から3月までの3カ月間に市議会事務局へ提出されました陳情書は、次の5件でした。

❶納税貯蓄組合連合会に対する助成金の交付について＝同会会長平沢桂一郎氏
❷竜華91号線の国道連絡について＝草壁俊夫氏
❸工事請負中の入札加入について＝八工会
❹学校給食婦の採用について＝給食婦一同
❺市営プール建設について＝市立学校園ＰＴＡ一同

3432年度決算 3年度予算 国保など議案を議会修正 三月定例市会開く

八尾市議会は、三月六日国民健康保険関係条例と、昭和三十二年度の各種経済決算をそれぞれ議決し、新国民健康保険事業を、来る六月一日から全市域にわたつて実施することを決めました。また、二十日の本会議で、総額十二億七千百万円にのぼる昭和三十四年度各種経済予算など、合計三十一議案を原案どおり議決しました。

既に時報でも市民のみなさんにお知らせしましたが、三月定例市会は六日招集され、午後四時八分から市庁三階議事堂で本会議を開き、谷口議長及び脇田市長のあいさつに続いて会期十五日間を決めたのち、一月臨時市会閉会後継続審査されていました「昭和三十二年度八尾市一般会計歳入歳出決算認定の件」など決算関係五議案、並びに「八尾市国民健康保険条例制定の件」など国民健康保険関係三議案の審査経過と結果について、小池決算、衣田国保両特別委員長から報告があり、各決算を認定し、国保関係三議案に原案の一部を議会修正して可決しました。なお、国保関係議案の審査にあたつて、国保事業が現行制度では、いかに市民のみなさんの協力があつても、収支の均衡を保つことが難かしく思われますので、政府並びに大阪府に対し、積極的な財政援助をはかり事業が円滑に行なわれるよう要望する意見書を提出することを、満場一致で可決しました。

ついで、総額十二億七千百万円にのぼる昭和三十四年度各種経済予算をはじめ、手数料条例制定の件、並びに昭和三十三年度更正予算など合計三十議案について、理事者から提案理由の説明があり、午後七時五十分散会しました。

また、九日の本会議二日目は、午前十一時三十分から開かれ、新年度予算に対する各議員の一般質問並びに市長の答弁があり、各議案は会期中担当常任委員会に付託して審査することに決定し、午後七時五分散会しました。

定例会最終日の二十日は、午後一時十五分から本会議を再開、各常任委員会付託となつていました各議案の審査経過と結果について、田代文教民生、樋口建設、衣田商工衛生、斎藤総務各常任委員長から報告があり、ついで和田バス運行促進、阿尾志紀駅復活促進、畑中治水対策各特別委員長及び山田ガス誘致促進特別副委員長からそれぞれ経過報告があり、各議案はいずれも原案どおり可決されました。また、市長から、現八尾市人権擁護委員米沢保氏の任期満了に伴い、米沢氏の推せんについて議会側の同意が求められ、全会一致で同意され、最後に市長の発声による万歳三唱を行ない、午後四時五十分閉会しました。

なお、今定例市会に新らしく提出されました議案名並びに各委員会の報告は、別掲のとおりです。

予算審議の行なわれている本会議場

提出された議案

議案第14号＝昭和三十三年度義務教育施設整備事業費起債事決処分承認の件、
議案第15号＝同消防施設整備事業費起債事決処分承認の件
議案第16号＝同退職手当債等起債の件
議案第17号＝八尾市事務分掌条例中一部改正の件
議案第18号＝八尾市立病院並びに八尾市立診療所条例制定の件
議案第19号＝八尾市立病院並びに八尾市診療所特別会計条例制定の件
議案第20号＝八尾市職員定数条例中一部改正の件
議案第21号＝八尾市手数料条例制定の件
議案第22号＝八尾市水道事業所に勤務する職員の給与の種類及び基準を定める条例制定の件
議案第23号＝昭和三十四年度固定資産税の課税標準額の特例に関する条例制定の件
議案第24号＝八尾市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例中一部改正の件
議案第25号＝八尾市議会委員会条例中一部改正の件
議案第26号＝昭和三十三年度新市町村建設事業費予算の繰越に関する件
議案第27号＝昭和三十三年度八尾市一般会計第五次歳入歳出追加更正予算の件
議案第28号＝同八尾市特別会計国民健康保険第三次歳入歳出追加更正予算の件
議案第29号＝同八尾市特別会計病院事業費第五次歳出更正予算の件
議案第30号＝同八尾市特別会計上水道事業費第一次歳入歳出追加更正予算の件
議案第31号＝昭和三十四年度八尾市一般会計歳入歳出予算の件
議案第32号＝同八尾市特別会計競輪事業費歳入歳出予算の件
議案第33号＝同八尾市特別会計国民健康保険歳入歳出予算の件
議案第34号＝同八尾市特別会計病院事業費歳入歳出予算の件
議案第35号＝同八尾市特別会計中小企業融資事業費歳入歳出予算の件
議案第36号＝同八尾市特会別計上水道事業費歳入歳出予算の件
議案第37号＝同八尾市一般会計一時借入金に関する件
議案第38号＝同八尾市特別会計病院事業費一時借入金に関する件
議案第39号＝同八尾市特別会計国民健康保険一時借入金に関する件
議案第40号＝同八尾市特別会計病院事業費一時借入金に関する件
議案第41号＝同八尾市特別会計中小企業融資事業費一時借入金に関する件
議案第42号＝恩智川水防事務組合規約制定の件
議案第43号＝八尾市人権擁護委員候補者推せんの件
議案第44号＝昭和三十四年度八尾市特別会計市立診療所事業歳入歳出予算の件
議案第45号＝国民健康保険条例施行に関する意見書提出の件

予算の完全執行

32年度決算を承認

決算特別委

まず競輪事業費特別会計決算から審査に入つた。本件は歳入一八三、四五一、六九八円に対し歳出一六七、〇四七、一〇三円、差引一六、四〇四、五九五円を三十三年度へ繰越している。

三十二年度の競輪事業は成績良好であつたのであり、今後独立採算制確立へ努力することを希望して、本決算は認定することにした。

次に国保特別会計決算では、事業勘定で歳入六、〇三一、九二九円、歳出四、五五七、六七〇円、差引残高一、四七三、二五九円。施設勘定は第一類歳入歳出とも四、三九九、〇三七円。第二類も歳入歳出とも二、八九五、六七八円の決算となつている。

この決算に関連して今後の診療所は市立病院の一環として管理運営し、衰微させないよう注意を促し認定した。次に中小企業融資事業費決算は歳入歳出とも三二、七三七、五〇〇円であるが、効率的な運営を希望し本件も認定することとした。

次に病院事業費特別会計決算は歳入八九、二一九、六九四円、歳出九七、三八九、一四三円で差引八、一六九、五四九円の不足額を生じ三十三年度予算から充用を受けなければならない状態であり赤字決算になつている。歳出面では流用が非常に多く、歳入面でも予算現額にくらべ多くの収入未済額を生じているが、これは必ずしも三十二年度決算のみ悪化したためでなく、以前から山積していた悪材料が、当年度に表面化したものであつて、今後の診療費の間の流用が多かつた、これは市長の権限にかかる問題であるが、今後この点に留意されるよう要望した。

なお市立幼稚園の入件費が高過ぎる点については「今後職員採用に当つては新卒者を中心に慎重に」と「会計処理上、あいまいな点を残さぬよう」要望した。

歳入面では、輸出その他の事由で徴税不能と認められる場合、欠損処分をしていない点であるが、税務課長から「欠損額として明らかにすると、他の納税思想に悪影響を及ぼす」との説明があつたので、やむを得ないものとして、この決算は認定した。三十二年度決算全般を通して、重要部分に多くの不用額を生じているが、予算は完全に執行されてこそ、真の健全財政といえるのであるから、この点を改めるよう強調して審査を終つた。

最後に一般会計決算は、歳入六四九、四二二、三六六円で歳出六二三、〇九一、九六一円、差引二六、三三〇、四〇五円の残となつている。このうち二、八七三、〇〇〇円を減債基金へ、一、〇〇〇、〇〇〇円を有功者記念品料基金へ、二、七〇六、五八〇円は職員退職給付厚生給付基金へ積立て、差引一九、七五〇、八二五円を三十三年度へ繰越している。

歳出面では市長及び市役所交際費の間の流用が多かつた、これは市長の権限にかかる問題であるが、今後この点に留意されるよう要望した。

なお市立幼稚園の入件費が高過ぎる点については「今後職員採用に当つては新卒者を中心に慎重に」また農業振興費中の現物による収支勘定についても「会計処理上、あいまいな点を残さぬよう」要望した。

看護、移送を追加

全市実施は六月に

国保特別委

❶七百万円の繰出決定

委員会では、条例原案と詳細な資料をもとに、十分な検討を加えた。

国民健康保険実施に当つて、最も問題となるのは、保険税の率と給付の範囲の二点で委員会でも、この二点を中心に論議がかわされた。市長は、保険会計は独立採算制をもつて、健全な運営を目標に実施したい。一般会計から繰出しを行なうことによつて、他の事業に圧迫を加えることのないように実施したい。現実に昭和三十四年度の一般会計の財政規模から考慮しても、保険会計に多くを繰出す余裕はないとの方針を示された。

しかし委員会は、議会独自の立場からこの問題について十分検討を加えた。委員の意見を集約すると、これは一般会計の事業の一部を圧縮してでも、保険会計に繰出を行なつて、被保険者の負担を軽くし、給付をよくするか、あるいは、一般事業には全然影響を与えずに国保は国保として、被保険者の負担と補助金などによつて独立採算を堅持して実施するか、この二つの何れにウエイトを大きく見るかである。しかし、すでに全市域について実施中の他市の状況は、多くの都市において繰出しを行なつている実情である。委員会は、これについて、理論的、計数的な面から、あるいは他市との均衡上から、また市民感情の面などから、慎重に検討の結果、あくまで健全な運営を期待し、国の基準に基く標準的運営の結果、なおかつ生ずるやむを得ない赤字額七百万円については、一般会計から繰出すことを決定した。

❷保険税は原案どおり

ここで問題は、繰出しを行なつても、それを直ちに保険税の引下げに充当して、保険税を引下げることができるか、どうかである。これについて検討したが、この税率を算出した積算根拠の受診率は、各市の実績に基く平均の最低の率を採用したもので、実施の結果はこれを上廻る可能性が強く、上廻つたときは、給付費が増大し、それだけ赤字が出る危険がある。また保険税の徴収率を八五％と見積つているが、これも非常に問題があり、減免や徴収不能などによつて予定の徴収率を下廻つたときには、それだけの赤字を生ずる危険がある。なお、保健施設に要する財源などを併せ考えると、繰出金を直ちに保険税の引下げに充当することは、非常に危険性があるとの結論を得た。したがつて、保険税率の応能原則に基く、所得割百分の二・六、応益原則に基く被保険者均等割、被保険者一人当り四百三十円、世帯別平等割一世帯について七百四十円は、原案のとおり決定した。所得割の率に、累進性を採用することも検討したが、これは地方税法上許されないので見合せた。

❸看護と移送を追加

次に、療養の給付の範囲の問題で、条例に

一、診察（往診を除く）
二、薬剤又は治療材料の支給（診療以外の薬品及び薬の支給を除く）
三、処置、手術、その他の治療（歯科診療における補綴のうち、金属の使用及び片がく七歯以下の義歯を除く）
四、病院又は診療所への収容（給食及び寝具施設を除く）

とあり一部制限をしている。

給付の引上げについては保険税とも深い関係を有する問題であり、かつ医師会、病院関係者から強い要望があつた問題で、委員会は計数的にも、また他都市との均衡上からも十分検討をした。その結果「看護」「移送」を追加することとした。なお「往診」「給食」については、往診を認めることによつて増加する給付費用は、往診そのものと、これに伴つて上昇する療養費を併せて約三百万円と予想され、給食を加えることによつて約七百万円程度の給付費が必要となつてくるので、この問題は一般会計から繰出の多くを望めない現段階においては、一応見合せることとし、実施後の運営において、財政上余裕のできる見通しがつき次第、できる限り早い機会に追加することが適当であろうとの決定をした。

❹罰則を修正

次に罰則の問題で、原案によると、被保険者としての資格を取得したとき、または喪失したとき、あるいは変更のあつたときなどに十日以内に届出をしなければならないこととして、これを怠つた者に対し二千円以下の過料に処することになつていて、故意に届出をしなかつた場合に罰することには問題はないが、故意でなしに、うつかりして、おくれたとき、また忘れたときにでも罰しなければならないことになるので、委員会は「過料に処することができる」と修正することとした。

❺実施は六月から

最後に実施の時期についても委員会は、当面例会で議決して四月一日から実施することとした場合には、それまで二十日間余りの期間で、この間における準備、特に市民への十分なPRについては至難のことと思われるので、実施期日を六月一日として、二カ月間延期することに決定した。

以上当委員会は、付託をうけた三件については、市民に対する十分なPRを、実施期日まで理事者において責任をもつて行ない、市民の十分な理解と納得と、そして協力のもとに実施に移されるよう強い希望を付して施行期日の修正と、給付の拡大などの一部の修正を除いて、他は原案を可とすることに決定した。

❻政府に財政援助を要望

最後に、政府が「新国民健康保険法」の制定によつて、国保事業を市町村に義務づけながら、国自身は療養給付に要する費用の十分の二と、事務費並びに、わずかの調整交付金の交付によつて、あとは、あげて市町村の責任とし、国自らは極めて不完全な保障のみしか行なわない現状であるので、委員会として国が国保事業のため、市町村にこれの実施を義務づける以上、もつと強い保障を行なうべきであるとの見地から国、あるいは府の関係機関に対し、負担金あるいは交付金の増額など保障の強化を強く要望すべきであるとの決定をした。よつて委員会は、この意見書を関係行政庁に対し、当市議会の名において提出すべく提案したので賛同を賜りたい。なお、この問題は市長も市長会などの組織を通じて強力に運動されるよう特に要望した。

委員会の…　審査経過

文教民生

開会＝3月11日、付託議案＝第31号（関係分）以上一件

本年度の教育費予算総額は、一億五千四万八千百四十一円で昨年度より二千七百六十八万六千九百六十円の増額である。

このうち問題点は今年度から各市立小学校の給食婦のうち、PTA負担の給食婦が全員市に移管されることであって、PTA負担軽減を考慮して賛意を表したしかし各校で給食の形態給食設備に差異があって、平等な人員配置がされていないが、今後なお適正な人員配置と設備の機械化について検討するよう要望した。

次に社会教育費のうちの自動車購入費については、あくまでも社会教育活動にふさわしい車種を選定するよう要望したが、これに対し市長から「その趣旨にそい、しかも他課にも問に合う合理的なものを購入する」との答弁があった。

つづいて教育事業費の審議を行なった。まず屋内運動場建設事業費は成法中、志紀中、竜華小の三校に屋内運動場を本年度内に建設する経費と、成法中の盛土工事に要する経費である。ただ生徒数から割出すと、成法中は他の二校と比較して狭くなるので、坪数を増加してはという委員の質問に対して明らかにされた教委の考えでは、生徒数の多い成法中を対象に学校長と建築技師が立合って、講堂としても体育場としても十分な広さと認めたものである。しかし再調査して、もし予定規模で不十分であれば、予算を追加してでも規模を変更するということであった。委員会は不正常授業解消のための教室増築についても同様、弾力性のある措置をとるよう強調した。なお歳入予算については異議なく原案を承認することとした。

次に福祉関係予算の審議に入った。本年度の総予算額は七千六百八十九万九千六百三十四円で昨年度当初より四百三十二万五百三十七円ふえている。このうち本年度から青少年対策費の執行は社会教育課に移されるが従来どおり、福祉事務所も青少年不良化防止には、協力していくとのことであった。また社会福祉協議会助成金が五千万円計上されているが、これだけで十分とは言えない。けれども総花的にならず重点的な事業を行ない、なお不足するときは、寄付によってでも補いをつけて行くという理事者の見解であった。

最後に歳入については、それぞれ適当な予算措置と認めた。

三講堂建設の促進
給食婦は全員市費で

議案を審査する文教民生委員会

生衛商工

開会＝3月16日、付託議案＝第18・19・27（関係分）28・29・31（関係分）・33・34・35・39・40・41・44号以上十三件

議案31号の審議に当って問題となった点は次の二点であった。

❶農界処理作業が粗雑にならぬよう指導しているか

❷将来、行詰ると思われるシ尿処理のポンプ車購入、化学処理法など打開策を考えているか。

これに対し課長から❶については一部作業が粗雑なことは事実である。従って係員に制服を着用させて当人に自覚を持たすとともに、たえず指導をする。❷については汲取処理場建設の必要は痛感しているが、処理方法が不完全なため難行している実情であって、完全な処理法を各市と協力して研究中である。ポンプ車購入は資金問題もかむらので、市の補助によりシ尿組合で購入するよう交渉中である、との答弁があり原案を承認することとした。

次に問題になった議案第二十八号のうちの二百八万円の欠陥について国保課長に事情の説明を求めた。それによると、当初予算は過去の実績に基いて編成したが、直営診療所の医師の勤労意欲の低下から往診を拒否したために収入減を招いたもので、住民サービスに欠けたことは遺憾であった。今年度からは、その弊を除くためにも市立病院傘下に収めることとしたものである、とのことであり委員会は地元民の不信を除くことに努めるよう要望し原案を承認した。なお直営診療所の将来について理事者は、万一赤字をつづけるとしても社会保障の一つとして、赤字は市が補填してでも、存置する考えであることを明らかにした。

診療所は廃止しない
くみとりポンプ車の購入を要望

議案第三十四号、病院会計本年度予算は一億三千九百十五万三千九百九十四円で昨年より四百八十六万六千六百五十円の増であり、事業収入は単価改正分と認定患者の自然増を見込んで約一千万円増額計上している。また病院改築調査設計費を百五万円計上しているが、これに対しては恒久的な施設の建設を希望しておいた。なお診療報酬点数表は今年度も甲表を採用することにした旨報告があった。

最後に議案第三十一号の商工費の本年度予算は三百五十万八千三百五十円で百八万二千百円昨年よりふえている。さらに議案第三十五号と関連して商工振興策について課長の担負を聞いたが、商工会議所を中心として各種経済団体を連合会に組織し、相互の連けいを密にして行くとのことであった。

建設

開会＝3月12日、付託議案＝第22・27（関係分）・30・31（関係分）・36・42号以上六件

議案第22号は、地方公営企業法の適用を受けた当市の水道事業が、漸やく整備されたので、条例を制定して企業職員の給与の種類と基準を定め、他市と均衡がとれた給与を支給することが適当と認め、異議なく了承。

議案第27号は、市計画事業費四百六十四万一千三百円、労働会館建設繰越に伴い事業費一千九百三十八万四千円をそれぞれ減額しているが、この補正をみると当初欠きく組まれた土木建設予算が、事業の繰延べにより、年度末には規模が縮小された傾向にあるので、今後年度内にせひ完成させるよう強く要望し、議案第30号と共に止むを得ない予算措置と認め了承した。

防災費の計上を要求
事業は年度内完成へ

議案第31号中歳出予算の主なものは、警防費二百万円、市道及び橋梁維持修繕、道路改良及び舗装事業、委託工事復旧に要する道路橋梁費二千百十三万五千円、市道八尾―長町線など三路線の街路並びに梅岩寺公園施設築造経費及び下水道、町名地番改正両事業調査費など都市計画事業費三千五百四十五万円、労働会館建設費四百六十四万一千三百円、労働会館建設繰越に伴う事業費四千七百十万一千五百円、市営住宅建設費一千三百万円、農業委員会費三百八十三万四千七百八十八円、産米奨励、久宝寺水路改修、太田さく井、長瀬川改修などの農業振興費二千二十三万七十三百円が組まれているが、毎年雨季には災害を与える水路も多いので、道路改修費を特別に計上し、年度内完成を希望し原案を承認した。

議案第36号の概要は、収益的収入九千四百三十万三百円、支出八千五百六十二万四千百円、資本的収入四千五百万円、支出六千三百七十六万四千九百九十一円であり、資本的収入額が支出額に対して不足額一千八百七十六万四千九百円は、当年度分損益勘定留保資金及び利益剰余金処分額で補てんする旨理事者から説明があった。今年度予算に計上され継続事業となっている第一回拡張事業は、自己水源の増強による府営浄原水の抑制で受水費が大市に節減され、独立採算制の確保と市民サービスの向上をはかるものであり、委員会はこの事業の早期完成を希望し原案を承認した。

議案第42号は、水防法の改正により今回恩智川水防事務組合規約を制定するものである。水防法は洪水や高潮などの水災に対する水防組織と活動についての基本法で、関係市町村が互いに横の連絡をとって水防運動を円滑に行う必要があり、昨年春の第二十八通常国会で法律の一部が改正され、当市でも昨年九月の定例市会で可決された大和川右岸水防事務組合規約と共に、新らしく制定するもので全員異議なく了承した。

最後に議案外として住宅協会信貴山口住宅団地買収問題について、土木課長から詳しく事情を調査した結果、事件の発端となった協会の運営面のあり方を再検討し、議会代表を参加させることが望ましいのではないかとの結論に達した。また、理事者から責任をもって円満解決をはかる旨の確答を得たので、今後、このような不信行為は絶対に謹しむよう厳しい注意を与えた。

総務

開会＝3月17日、付託議案＝第14・15・16・17・20・21・23・24・25・26・27（関係分）・31（関係分）・32・37・38号以上十五件

議案第十四号と議案第十五号は八尾小学校増築事業費起債八百八十万円と、西郡小学校増築事業費起債三百二十万円の専決処分及び、消防施設整備事業に充当の二百五十万円の起債専決処分について議会の承認を求めるものであるので承認した。

議案第十六号は今年度当初における職員五十九名の希望退職手当支給に要した経費を起債による財源に求めるものである。

議案第十七号は、来る六月一日から発足する国民健康保険の会域実施と、市立病院を中心とする各診療所の医療施設運営の一元化にともない衛生国民健康保険両課の事務分掌をこれに適合するよう改正するもの。

予算の効率的な執行
公会堂資金の積立は保留

議案第二十一号は、現行の手数料条例が、事務取扱上不備があるので全面改正するもの。

議案第二十三号は、新市町村建設促進法により、旧志紀町の昭和三十四年度固定資産について、不均一課税を行なうもので承認した。

議案第二十四号は、現在議員に支給されている報酬と費用弁償を報酬に統一し、あわせて、議案第二十号は、市立診療所十二月に支給の期末手当を、国と国保直営診療所の職員を、一般会計の職員定数と区別し、さらに国保の全域実施に伴い、保険課の定数を増加し、なお市立清友高校の生徒増により高校職員の定数を増加するもので承認した。高校生徒五十名増に対し、職員が一躍十四名も増加するが、これは昭和三十六年まで毎年増加してゆくもの。

議案第二十二号は、市立図書館員の定数を増加するもので承認した。

議案第二十七号中関係分は、固定資産税の伸びによる歳入と、予備費八十八万二百二十一円の歳出追加で承認した。

議案第三十一号中関係分は、議会費、消防費、財産費、統計調査費、選挙費、公債費、諸支出金、予備費などの才出と、市税地方交付税、国府支出金、市債入金を行なうものであり、以上十五議案は何れも原案可決を適当と認めることに決定した。

議案第二十三号は、市営住宅建設費を、一般会計から市民課設置に伴い、戸籍課を市民課に改めるもの。

議案第二十六号は、新市建設事業費を明許繰越しするものであり、予算の半額以上を繰越すのは、専門職員の不足に基くとも思われるので、今後企画調査課設置の際の条件である、公会堂建設資金積立については十分検討した結果、客観情勢の推移、財政的理由、市民感情などを考えて、見合すことを適当と決定

議案第三十二号は、市営競輪実施の予算で、一千六百万円の一般会計への繰出しを見込んでいる。この事業は、収益が目的から、極力冗費を節減、少しでも多く収益をあげるよう適切な執行を要望した。

議案第三十七号と三十八号は、各会計の年度内予算執行の円滑な運営をはかるため、一時約束施により、その影響をうけ、多くの歳入を見込めないばかりか、むしろ減収の方向にあり、一方歳出は、給与費の増高をはじめ、経常費が増加する傾向にあるので、関係者の慎重な執行を要望し、なお市民サービスのための予算は、完全な執行を行われることをあわせて要望し承認した。なお、市民ホール建設の際の条件である、公会堂建設資金積立についてはよく検討し、市民感情などを考慮し、見合すことを適当と認めた。

特別委員会の経過

1バス運行促進　近鉄バス恩智線（瓢箪山―恩智駅）の近鉄八尾駅への延長は昨年六月決定し、恩智駅―南山本―五月橋―市役所前―八尾駅が開通した。なお、高安地区内の部落内をとおしてほしいという陳情が地元から出され、近鉄側と交渉したが、道路に多少難点があり、実現に至らなかったが今後も努力をつづけてゆく。

次に、三年も前からの懸案である近鉄バス長八尾線（恩智―曙川―長八尾―近鉄八尾駅）の開通問題であるが、地元の要望もあり委員会も極力運動した。その結果、開通一歩手前までこぎつけたが、待避所の用地買収が一カ所難行し、ついに解決しなかった。そのため予定路線の一部変更を近鉄側と交渉し、新路線「恩智―曙川―八尾牢―（渋川今井線、西郷植松線経由）―近鉄八尾駅」の変更を新規に認可申請することとし再三関係官庁、近鉄本社をたずね早期実現に努力してきた。その結果三月末に認可がおり、今月中頃には開通の予定である。

最後に、大阪市バスの平野―（奈良街道経由）―太子堂までの乗入れであるが、最近、民営バスの大阪市内乗入れが、大阪市との間に話合いがついたようであるので、この問題も近く解決すると思われる。

2志紀駅復活促進　この運動は❶志紀駅が単なる請願駅でなく、復活であることを関係当局に認識させる。❷財政措置をどうするかの二点を基本線とした。

❶点は、天鉄局、関西支社、本社へのたび重なる働きかけが効を奏し、当局も志紀駅の必要性を認め、復活の線を打出してきた。❷についても国鉄が地元負担軽減の意味から計画をねり直した結果計画案は▽駅前広場＝国鉄としてできるだけの協力をする▽駅舎＝一日出ずら人員四名で七名程度の規模▽ホーム＝ジーゼル車用に九十米延長となっている。

資金面では、今後利用者の負担について、了解を得たが、その書類上申をスムーズに運ぶため国鉄との間に、❶市が駅予定地の整地にかかる。❷市長並びに委員会の意見調整を行なう。の二点で話合いがつき、上申手続中である。また、昭和三十四年度中に着工し、昭和三十五年度には営業できる見通しにある旨意見の一致をみた。

3治水対策　東大阪が水害をまぬがれるため、昨年度は三億九千万円の事業を認められ、城東中浜地区で現在工事が進行中で現在まで二十二億円の予算のうち四億四千万円の事業を執行中である。

また恩智川下流しゅんせつ工事は府単独の失対事業として三十三年六月に着工、本年三月中に、一千万円を執行している。なお、三十五年度に城東運河が完成するとともに、平野川全域に対するしゅんせつ工事に着工するが、今後の運動方針としては、昨年度以上に増額された国家予算に対して五億六千万円の要求をしており、これの獲得を第一の念願としている。治山の面についても努力をつづけて行く。

4ガス誘致促進　現在、八尾市の未供給戸数は全世帯の五十四パーセント、約一万三千七百戸となっており現在までにガス布設の要望があったのは七地区、四千六百五十七戸であり常振地区では近く工事が行われる予定である。またガス会社との交渉を容易にするため、新設希望者の間で利用組合を結成して貰うよう指導し、五十戸以上の組合には、一戸あたり二千円の助成金を三カ年にわたって分割交付することに決定したので、ガス会社が利用組合に対して特別優遇措置を講ずるよう希望する要望書を提出した。

また、旧高野街道約五千米にガス会社の負担で本支管を布設するよう要望する陳情書を提出し委員会でもこの実現にさらに努力をつづけることになっている。